

振興費対象経費

科 目	内 容
① 飲食代	<ul style="list-style-type: none"> ・事業において必要とされる弁当代や飲み物代。1人あたり1,000円(消費税込み)まで。熱中症対策に伴う飲料・氷代
② 諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した外部専門家等に謝礼として支払われる経費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業において依頼した医療関係者への謝金。
	<ul style="list-style-type: none"> ・練習に招聘したコーチへの謝金。
	<ul style="list-style-type: none"> ・金額は本協会「競技会・事業運營業務手当規程」に準ずる。 ・別に定めがある場合はその規程を明示すること。
③ 旅費 (交通費・宿泊費)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に必要な業務・事務を行った役員やスタッフの移動・宿泊に係る経費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業において必要な業務・事務を行った役員やスタッフへの交通費・宿泊費は本協会「旅費規程」に準ずる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を遂行する上で必要となる会議等への出張に係る交通費・宿泊費は本協会「旅費規程」に準ずる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車のガソリン代は交通費に含み、ガソリンの実費は対象外とする。 ・各協力団体が認める選抜選手等の大会や練習試合・練習会に参加するための交通費・宿泊費は各団体に割り当てた予算内(その時点での残額)での実費で認める。その際は参加者の名簿、各自に係る支払金額が確認できる証拠書類等の提出を必要とする。学生や社会人が自家用車によって会場へ行くことを認めている場合の交通費は本協会「旅費規程」に準ずる。
④ 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース・レンタル料として支払われる経費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所等に係る家賃は対象外とする。
⑤ 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を遂行する上で必要不可欠な物品の購入費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価(消費税込)が10万円未満または耐用年数が1年以内のもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する消耗品の数量は必要最小限にとどめ、事業終了時あるいは当該年度内で使い切ることを原則とする。
⑥ 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な電子機器の通信に関する経費、機材・機械等の運搬のために支払われる発送費又は運搬費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB会議システム利用料(個人での登録は対象外)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便小包、宅配便等の料金。
	<ul style="list-style-type: none"> ・はがきや郵便切手の購入は対象外。
⑦ 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注するために支払われる経費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無観客試合の撮影・ライブ配信の外注費。
⑧ 備品費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を遂行する上で必要不可欠な備品の購入費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価(諸費税込)が10万円以上又は耐用年数が1年以上のもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・PC、プリンター、WEBカメラ、ビデオカメラの購入費。
	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品に該当しないもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・各協力団体において備品の一覧を作成し、所在を明らかにするとともに適切な管理を行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した備品をやむを得ない理由により処分する場合は、必ず報告をすること。